

令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

1 重点要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
1	障害者幸住条例の理念に沿った施策の推進について	<p>改正障害者幸住条例が施行されてから既に6年が経過した。不当な障がい者差別の禁止、県など行政機関における合理的配慮の提供義務、事業所における合理的配慮の努力義務など、私たちににとっては大変頼もしい理念が規定されている条例だが、この理念の具体化と社会への浸透は未だ充分とは言えない。</p> <p>相談体制が確立されたことは1歩前進だが、視覚障がい者が日頃直面している移動環境の改善や情報環境の改善などはそれほど進んでいるとは思えない。私たちの要望のほとんどは、条例の理念の具体化が進めば解決されるものであり、心のバリアフリーを目指して本条例が名実ともに真の意味での共生社会到来への大きな原動力となるよう、県の積極的な施策の推進をお願いする。</p> <p>また、昨年6月の障害者差別解消法の改正を受け、事業所における合理的配慮を「努力義務」から「義務」へと変更されるよう併せてお願いするものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県視覚障がい者福祉協会 山梨県身体障害者連合福祉会 山梨県障害者福祉協会 	<p>県では、合理的配慮の提供など障害者差別の解消に向けて、障害者幸住条例に基づき設置した「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議」において、障害者差別に関する情報を共有するとともに、構成員の障害者団体や事業者団体、国や県の関係機関等が一体となって取組を推進しております。</p> <p>また、県民への意識啓発について、障害や障害のある方に対する理解や配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録して、広く県民に情報発信を行っており、引き続き、登録数の更なる増加に取り組んで参ります。</p> <p>さらに、心のバリアフリーを推進するガイドブックやDVDを作成して、教育機関、病院、観光協会や企業等に配付し、福祉教育などに活用していただいております。</p> <p>その他にも、障害者週間普及啓発街頭キャンペーンや障害者の主張大会、学校での障害に関する福祉教育、県政出張講座などを実施しております。</p> <p>今後、国が改定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」をもとに、改正法の施行に合わせた更なる取り組みについて、関係団体の御意見も伺いながら、検討を進めて参ります。</p> <p>なお、障害者差別解消法改正に伴う山梨県障害者幸住条例の改正につきましては、今後検討して参ります。</p>
2	障害者本意の「重度心身障害者医療費助成制度」の実現について	<p>このことについては、既に還付方式による償還払いが定着しているが、利用者の一時的な経済負担と手続きが増えたことは事実である。</p> <p>また、障がい者の就労環境は未だ厳しく、その大多数が低所得者であるのに加え、その多くが長期療養を要する疾患を抱えている実態を考えると、やはり窓口無料制度に勝るものはない。</p> <p>今後も、日身連や日視連を通じて国へ重度障がい者医療費窓口無料の制度化を粘り強く訴えていく所存であるが、県でも同様の働きかけを国に対し積極的に進めていただきたい。</p> <p>また、県で開始した「電子版かかりつけ連携手帳」と連携したスマホ決済システムの導入に向けた取り組みについては、県の前向きな姿勢の表れであり感謝をする。昨年の知事と語る会の中で、スマホを持っていない障がい者にはスマホを県が貸与する、操作が困難な障がい者は窓口での操作が依頼できるなどの約束が交わされたが、窓口での操作の依頼が本当に全医療機関に浸透するのか、電子版かかりつけ連携手帳などのアプリは視覚障がい者にも容易に使えるのかなど、不安がすべて解消された訳ではない。視覚障がい者や高齢の障害者にも利用しやすいアプリの開発や、スマホを操作するための外部入力機器の用意など様々な対応も必要となる。事業を進めるに当たっては、更に安価で簡単な方法はないか、様々な立場の障がい者の意見を充分募るとともに、機器やアプリ等について十分な合理的配慮が行われるようお願いしたい。</p> <p>いずれにせよ、窓口無料化が実現するにはかなりの時間を要すると考えられ、それまでの間は、ペナルティーの補填に充てていた財源について、障がい福祉の充実に全面的に振り向けるとした制度変更時の確約に基づき、障がい者福祉施策の内容を毎年、数字を挙げて開示していただくよう併せてお願いする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県腎臓病協議会 山梨県視覚障がい者福祉協会 山梨県身体障害者連合福祉会 山梨県障害者福祉協会 	<p>本県の重度心身障害者医療費助成制度は、精神障害者福祉手帳2級の方や身体障害者手帳3級の方でも対象とし、自己負担分の全額を助成しており、全国的にも数少ない充実した制度となっております。</p> <p>電子版かかりつけ連携手帳を活用した電子決済モデル事業については、国民健康保険における国庫負担金の減額措置の回避と利用者の窓口負担の軽減を両立させるものであることから、今後もより多くの方が参加できるよう取り組んで参ります。一方、受給者に対して医療費相当額を無利子・無担保・簡便な手続きで貸付する重度心身障害者医療費貸与制度については運用を継続することとします。</p> <p>なお、国への重度障害者医療費窓口無料の制度化の要望についても全国知事会を通じて引き続き要望していく予定です。</p> <p>電子版かかりつけ連携手帳を活用した電子決済システムについては、今年度において視覚障害のある方向けの音声認識機能の追加を行ったところであり、より多くの方にご利用いただけるよう今後とも、障害者団体などの声を丁寧に聞きながら課題の検討や改善に努めて参ります。</p> <p>また、スマホを持っていない方には、引き続き無償で貸与するとともに、スマホや電子決済に不慣れな方向けのスマホ教室の開催など、広くご意見を伺いながら環境づくりを推進していきます。</p> <p>今後とも、本県における障害者福祉の施策の充実に向け、しっかりと取り組んで参ります。</p>
3	山梨県手話言語条例の早期制定について	<p>本年6月山梨県議会において、県手話言語条例の制定に向けて議員連盟が設立されました。当協会は8年前から条例制定を求めています。今も手話が言語として認められないという問題を抱えています。手話言語に関する環境の実情に合わせて、ろう者が安心出来るよう県議会が考えて頂けることは大変期待をしております。</p> <p>ろう者があるがままに意思疎通を図る手段、そして独自の言語表現として先人が積み上げてこられた手話という言語文化が認められ、生活場面で普及していくことを願っていますが、具体的な行政責務、市民生活における具体的な施策を求める基本姿勢が示されておられません。</p> <p>ろう者の手話言語獲得や手話言語を使えるための環境整備を保障する県手話言語条例を制定することにより医療、労働、教育、司法、行政等の様々な場面で具体的な施策が行われ、ろう者等の真の社会参加を推進できるものと考えます。</p> <p>山梨県手話言語条例を早期に制定し、手話言語に対する理解、手話言語に関する具体的な施策を条項に盛り込むため、県におかれては、議会と協力して制定への取り組みを進めるとともに、条例に基づく新たな施策等の展開に取り組んでいただくようお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県聴覚障害者協会 山梨県障害者福祉協会 	<p>令和5年2月議会において山梨県手話言語条例が制定されたことから、条例の規定に基づき、手話言語の理解及び普及等を図るために必要な施策の検討を、聴覚障害者関係団体の皆様の御意見を伺いながら進めて参ります。</p>

令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

1 重点要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
4	障害者スポーツセンター（交流センター）の整備について	<p>障がい者のスポーツに対するニーズは年々高まり、スポーツ人口も増加している。特に令和3年8月に開催された東京パラリンピックに伴って、社会からも多くの関心が寄せられてきている。</p> <p>しかしながら、本県に目を向けてみると、県内のスポーツ施設は設備面や交通アクセス等多くの課題を抱えており、特に視覚障害者を始め自動車等を運転できない障害者にとって交通アクセスは欠かせない条件となっている。</p> <p>現在、グラントソフトボール部は、練習会場やトレーニング場の確保、用具の収納場所などに大変苦慮している。盲学校グラウンドは狭く、安全面でも問題があるが、広さ、土のグラウンド、安全確保、交通アクセス、使用料など、条件に合う会場の確保は大変困難である。</p> <p>一方、サウンドテーブルテニス部については、県のご尽力により、地域づくり交流センターが利用できることとなり、部員一同感謝しているが、スポーツ施設ではないため、打球音等他の利用者にご迷惑をかけてはという不安が付きまとう。この他、健康増進の観点から日常的なトレーニングやレクリエーションの場の確保も会員の切実な希望である。</p> <p>全国には114の障害者スポーツ施設が整備されているが本県には同様の施設が無く、それぞれの競技団体や有志の方々には、自助努力により、なんとか活動を続けているが、東京パラリンピックの開催に伴い障害者スポーツへの関心が高まるとともに、今後予定されている全国障害者スポーツ大会の開催に向け、障害者の意欲の向上が期待できる時期を迎えつつある。</p> <p>こうした中、障害者がスポーツに親しむことができ、更に自立、社会参加に繋がる環境づくりを推進していくため、また障害者スポーツが広く普及し、共生社会の実現につながるよう、障害者スポーツの振興の象徴となるような以下の条件を備えた障害者スポーツセンター（交流センター）の整備を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者が優先的に利用できること ② 視覚障がい者にも利用しやすいよう交通アクセスが整っていること ③ 安心して利用できるよう、様々な障がいに応じたきめ細かな配慮がなされていること ④ 各障がい種別に特化したスポーツ設備や器具が整備されていること ⑤ 適正な指導員が配置されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県障害者スポーツ協会 ・山梨県視覚障がい者福祉協会 ・山梨県障害者福祉協会 	<p>県内におけるパラスポーツ活動や情報発信を行う新たな拠点施設として青少年センターの体育館を改修し、整備後は日本パラスポーツ協会が認定する障害者スポーツセンターとして登録することとしております。</p>